

認可保育園(小規模C型)わんぱくルーム 自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、「わんぱくルーム」自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

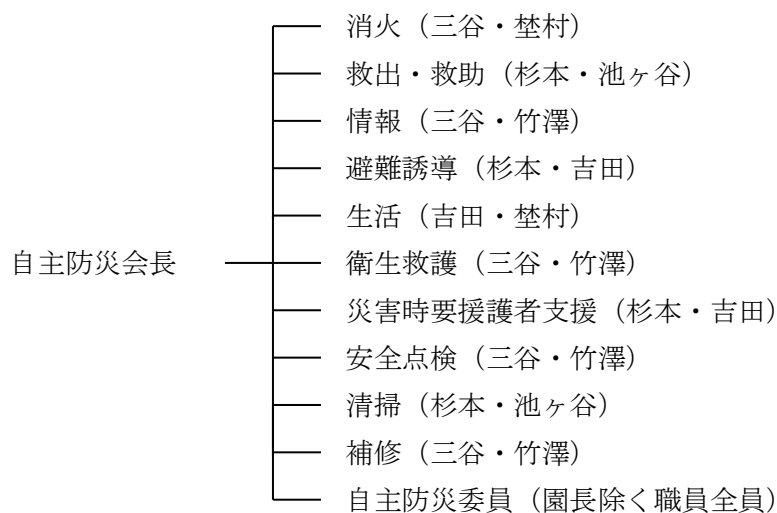
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 災害時要援護者に関すること。
- (9) 給食給水に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・複写等、禁止です。

- イ 地震火災、水害等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- エ 園内における防災上の留意事項に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

広報紙等の配布

5 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行い
うようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

- ア 情報の収集伝達訓練—地域内の災害状況等の情報を正確かつ迅速に集収し、防災
関係機関の指示または被害状況等を迅速かつ的確に伝達するために行う。
- イ 消火訓練—消火器、水バケツ等の消火用機械器具の使用方法及び消火技術を習得
するために行う。
- ウ 避難訓練—避難の要領を習熟し定められた避難地まで迅速かつ安全に避難するた
めに行う。
- エ 救出救護訓練—家屋の倒壊及び落下物等により負傷した者に対する救出活動及び
応急手当の方法等の知識、技術を習得するために行う。
- オ 災害図上訓練 (DIG) —自分たちが生活している地域で災害が発生した場合を想定
して参加者全員でその対応策をイメージトレーニングする。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、次の項目について定めた訓練実施計画を作成する。

- ア 訓練種目
- イ 訓練日時
- ウ 訓練場所
- エ 訓練指導者
- オ 訓練参加者
- カ 訓練目的
- キ 訓練想定
- ク 訓練内容

(3) 訓練の期間及び回数

訓練は、原則として防災の日、及び、地域防災の日、並びに避難訓練を実施し、年 12
回以上実施する。

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・複写等、禁止です。

6 情報の収集、伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集、伝達

情報班員は、町内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を市災害対策本部又は市防災拠点に伝達する。

(2) 情報の収集、伝達方法

情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくするおもな原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月第2・月曜日を「点検の日」とし、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整備整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 消火器等消火資機材の整備状況

エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火

園内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することが出来るようにする。

消火器、水バケツ等の配備

8 救出救護

(1) 救出救護活動

救出・救助班及び衛生救護班は建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

衛生救護班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めたときは、市が設置する救護所、もしくは、連携医療機関（三倉医院、秋山医院）に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救助班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは「志太消防本部・藤枝消防署」に出動を要請する。

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・複写等、禁止です。

9 避難誘導

火災の延焼拡大等により、園児・職員・保護者の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難勧告・指示が出た時は、自主防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、自主防災会長の避難誘導の指示に基づき、園児・保護者を避難地に誘導する。

10 災害時要援護者への支援

災害時要援護者への支援活動は、次により行う。

- (1) 平常時から、要援護者台帳の整備に努める。ただし、整備にあたり本人の承諾をもらい、台帳の保管には十分留意する。
- (2) 避難活動については、要援護者台帳に記載されている地域支援者を中心に行う。
- (3) 避難地（避難所）において、災害時要援護者支援班を組織し、十分配慮する。

11 給食、給水

避難地等における給食および給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

生活班員は、地域内の家庭、米穀類販売業者または市から配分された食料等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水

物資班員は、水道、市から提供された飲料水等により確保した飲料水により給水活動を行う。

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・複写等、禁止です。

		活動名	担当	担当	担当	担当	担当
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">会長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">三谷園長</div> </div>	副会長	消火	三谷	埜村			
	三谷事務長	救出・救助	杉本	池ヶ谷			
		情報	三谷	竹澤			
	副会長	避難誘導	杉本	吉田			
		生活	吉田	埜村			
	副会長	衛生救護	三谷	竹澤			
		災害時要援護者	杉本	吉田			
		安全点検	三谷	竹澤			
	副会長	清掃	杉本	池ヶ谷			
		補修	三谷	竹澤			
	-	防災委員等	三谷 杉本 吉田	埜村 池ヶ谷 竹澤			